

板橋区青少年委員退職者に対する感謝状贈呈要綱

(昭和 47 年 4 月 28 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区青少年委員として青少年の健全育成に貢献し、在職中の功労が顕著であった者に対し、感謝状を贈呈するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 感謝状贈呈の対象者は、板橋区青少年委員として原則 1 期以上在籍した者で、その職を退く者とする。ただし、任期満了により退職する者のうち、次の任期において任命される者は対象としない。

(贈呈の方法)

第 3 条 感謝状の贈呈は、記念品を添えて行なうものとする。

(感謝状の様式)

第 4 条 感謝状の様式は、別記様式とする。

(記念品)

第 5 条 記念品は、当該年度の予算の範囲内で定める。

(担当)

第 6 条 この要綱に関する事務は、青少年委員に関する事務を所管する課が担当する。

付 則

この要綱は、昭和 47 年 3 月 31 日以降に退職した者から適用する。この場合の在職年数の起算日は、昭和 39 年 4 月 1 日とする。

付 則

この一部改正は、昭和 57 年 2 月 25 日から施行し、昭和 57 年 3 月 31 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

感謝状

様

あなたは青少年委員として
青少年健全育成に多大の
貢献をされました。ここに
その功績をたたえ深く感謝の
意を表します。

年 月 日

板橋区教育委員会